

4. 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和5年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	0	0.0%	—	—
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	33	97.1%	—	—
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	1	2.9%	—	—
D【20%～50%未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	—	—
E【0%～20%未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	—	—

令和6年度事業の方向性						
区分	取組数	割合	区分	取組数	割合	
A	3	8.6%	C	1	0	0.0%
				2	0	0.0%
B	31	88.6%	D	1	0	0.0%
				2	0	0.0%
				3	1	2.9%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【暮らし・基盤】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績(見込)	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
4 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】								
1 土地利用								
1 総合的な土地利用の推進								
	1 都市計画(線引き等)の見直し		新松田駅周辺地域や神山地区の住工混在地域について、住民意見等を考慮しながら、県の第8回線引き見直しに合わせた用途等の見直しを行います。	B	県の第8回線引き見直しが令和7年度中の予定であり、令和6年度中に実施される国と県の事前調整に合せた手続きの完了を目指します。	B1	—	まちづくり課
	2 松田町特定地域土地利用計画の見直し		「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談窓口を設けるとともに、県の規制面積要件の経過措置について、引き続きお願いしたい旨を、県に働きかけを行いました。 また、神奈川県及び経過措置解消市村(相模原市、清川村)に経過措置解消の考えの確認や町としての方針の整理を行った結果、令和7年までは、解消を行わないこととしました。	B	「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談に対応していきます。また、県土地利用調整条例による規制面積要件の経過措置について、注視していく。関係課と連携しながら、対応する。	B3	—	政策推進課
2 新時代に向けた積極的な土地利用の推進								
	1 良好な住宅地の整備・促進		道路後退用地整備に伴う登記委託業務・整備工事、宅地開発に伴う許認可業務、道路改良に伴う工事・委託業務を行いました。また、民間住宅の建替えに伴う道路拡幅に関して積極的に地権者交渉を実施しています。 ・道路後退用地の整備 1箇所(町道15号線)	B	施策を推進するための道路整備及び宅地開発事業の指導を行います。	B1	—	まちづくり課
	2 自然環境に配慮した開発事業の誘導		まちづくり条例に基づき、自然環境に配慮した開発指導(雨水排水の宅内浸透など)を誘導しています。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	—	まちづくり課
	3 町有地等の利活用の促進		①令和2年度に売払いを行った寄地内の区画内2区画については、土地の活用形態等の調整・協議を行っています。 ②旧寄中学校については、令和5年6月末にて利活用事業者が退去したことから、次期利用者の募集に向けたサウンディング調査を実施し、公募による事業者提案の受付を開始しました。 ③町内の未利用町有地の活用に向け、庁舎内で関係する所属を交え、打合せを実施しています。	B	①引き続き、売払いを行った土地については、事業者との利活用に向けた調整・協議を行っていきます。 ②旧寄中学校の利活用については、令和6年度からの活用に向け、必要な協議・打合せを実施していきます。 ③町有地等については、順次、活用方針をまとめ、PPP等による活用や処分等を行います。	B1	—	定住少子化担当室

【暮らし・基盤】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績(見込)	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	3 国土(地籍)調査の推進							
	1 国土(地籍)調査の推進		河内地区 7.0ha 測量 ⇒新型コロナウイルス感染防止として、立会い時の 密を避けるため、期間を長く設定し立会いを行いました。 中丸・河内地区 8.0ha 閲覧(R4年度分) ⇒郵送による対応。	B	中央地区 7.0ha 測量 河内地区 7.0ha 閲覧(R4年度分)	B1	-	まちづくり課
	2 新松田駅・松田駅周辺の整備							
	1 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進							
	1 新松田駅南口駅前広場等整備		地権者との用地交渉を一部実施。	B	地権者交渉を進めます。	B1	-	まちづくり課
	2 新松田駅南口駅周辺道路の整備	新規	新松田駅南口駅前広場の整備に合せ、調査検討を実施します。	B	引き続き南口駅前広場の整備に合せて、測量調査等を実施します。	B1	-	まちづくり課
	2 新松田駅北口周辺整備の促進及び松田駅北口周辺整備の検討							
	1 新松田駅北口周辺整備の促進	拡充	新松田駅周辺整備基本構想基本計画(H31.3月策定)に基づき、再開発準備組合 が設立され、理事会にて事業協力者となるデベロッパーの選考を行っていま す。また、駅前広場について基本設計を実施中で、警察協議を実施します。	B	再開発本組合の設立へ向け、各地権者への活動支援、再開発事業における建築基本計 画、資金計画、権利変換モデルの作成、警察との交通協議、鉄道事業者と駅前広場整備 に関する協議及び都市計画決定の手続きを進めます。	A	-	まちづくり課
	2 松田駅北口周辺整備の検討	新規	新松田駅周辺整備の進捗に合せ、整備区域に接続する道路網の整備について検 討します。	B	新松田駅周辺整備の進捗に合せ整備区域に接続する道路網の整備について検討を進めま す。	B1	-	まちづくり課
	3 骨格的道路網(国道・県道・幹線町道)と生活道路							
	1 道路網の整備							
	1 関係機関に対する積極的な要望活動の実施		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関 する要望」のほか、県議会議員を通じた「政党予算要望」などにより広く要望 活動を実施しました。 ・県道711号御殿場線高架下の道路拡幅 ・災害時の孤立対策 県道710号、県営土佐原林道整備	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	-	まちづくり課
	2 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理							
	1 町道等の効率的・効果的な整備		町道等の道路維持、道路改良を行うための地権者等との交渉業務から設計、工 事発注、現場管理のほか道路拡幅に伴う補償・登記業務などを行います。 ・町道19号線町屋踏切改良工事 ・町道15号線道路改良工事	B	安全性、利便性を考慮した中で緊急度合いを調整しながら計画的に整備を行います。	B1	-	まちづくり課
	2 橋梁長寿命化修繕計画の推進		令和5年度については、6橋の橋梁点検を実施しております。	B	橋梁長寿命化修繕計画に伴い、十文字橋の点検委託を行います。開成町と管理協定を締 結しており、来年度から令和10年度までの5箇年は松田町管理となります	B1	-	まちづくり課
	3 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保							
	1 駅周辺整備計画による歩道や憩いの場の整 備		新松田駅周辺整備計画との連携を検討します。	B	新松田駅周辺整備計画との連携を検討します。	B1	-	まちづくり課
	2 生活環境を向上させる歩行空間の確保		・町道19号線町屋踏切改良工事 ・町道10-1号線道路改良工事 道路改良工事に関する業務。用地交渉をし道路拡幅を実施し、歩行者及び車 両通行の利便性を向上させます。	B	歩行空間の確保について、安全性、利便性を考慮しながら計画的に整備を行います。 ・(町道19号線町屋踏切ほか)	B1	-	まちづくり課

【暮らし・基盤】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
4 公共交通								
1 鉄道運行体制の充実								
1	鉄道事業者への要望の継続・鉄道事業者と連携した事業の実施		沿線自治体等と連携し、公共交通機関に対し利便性向上を目的とした要望内容をまとめました。また、鉄道利用者を増やすための広域での啓発物品等の作成に向けて沿線自治体との意見調整を継続して取り組みました。	B	御殿場線沿線の市町等を構成員とする「御殿場線利活用推進協議会」や、県や県内の市町村長等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、JR東海やJR東日本、国土交通省に対し、要望活動を行ってまいります。	B1	—	政策推進課
2 バス交通等の充実								
1	路線バスの運行維持対策の推進		バス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要3施策（乗合バス運行事業・通学バス定期券及び高齢者バス定期券助成事業）を推進しています。昨年度から、地域における交通マスタープランである地域公共交通計画の策定に向けて、事業者、町民、関係機関にて路線維持に向けた協議を進めています。	B	地域の大切な移動の足である公共交通サービスを維持、存続させるため、コロナ禍による経営状況の悪化等により更なる減便等が生じないよう、事業者に対する支援や調整を続けていきます。また、現在検討している「新たな交通施策」と既存交通サービスとの連携についても模索してまいります。	A	—	政策推進課
2	効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進	拡充	バス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要3施策（乗合バス運行事業・通学バス定期券及び高齢者バス定期券助成事業）を推進しています。地域公共交通会議において、新たな交通施策を含め今後の地域公共交通のあるべき姿について協議を進めました。	B	交通事業者との連携のもと、バス交通主要3施策を推進するとともに、コロナ禍により減少傾向にあった同施策の利用者を増やすための広報活動を定期的に行います。「地域公共交通計画」に基づく事業評価を実施し、持続可能な地域公共交通を目指します。	A	—	政策推進課
5 住宅対策								
1 住宅の整備								
1	老朽化した町営住宅の解体		令和5年度は、老朽化し、空き家となった町営住宅（沢尻住宅）を3棟解体します。	B	老朽化している町営住宅（沢尻住宅・中河原住宅）については、入居者との調整を図りながら、空き家になり次第、順次解体を実施します。	B1	—	総務課
2	民間等による住宅の整備		町外からの移住を推進するため、関係部署や民間事業者等と連携し、専門知識や経験の活用を図りながら、未利用町有地の有効活用に向けた検討を進めます。	B	関係部署や民間事業者等と連携し、専門知識や経験の活用を図りながら、未利用町有地の有効活用に向けた具体的な調整、検討に入ります。	B1	—	総務課
3	住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知		住宅取得促進事業の推進・周知(窓口案内及び町広報誌への掲載)を行っています。また、本事業の補助対象者に、アンケートを実施し、その結果を取りまとめ、移住・定住施策を検討し、人口減少抑制対策に取り組んでいます。	B	引き続き、町内の宅地化等の状況を踏まえ、住宅取得促進事業の推進・周知を行ってまいります。更には、住宅取得促進事業の補助者を対象に行っているアンケートの結果等を踏まえ、新制度等についても研究してまいります。	B1	—	定住少子化担当室
4	民間住宅の建設促進、良好な住宅地開発の誘導		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関する要望」のほか、県議会議員を通じた「政党予算要望」などにより広く要望活動を実施しました。 ・県道711号御殿場線高架下の道路拡幅 ・災害時の孤立対策 県道710号、県営土佐原林道整備	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進してまいります。	B1	—	まちづくり課
5	空家・空地の把握と利活用の推進		引き続き「松田町空家・空地バンク」の運用を行います。また、掲載物件数を増加させるため、不動産会社へ掲載についての働きかけを行うとともに広報まつだを通じ、掲載物件の募集を行います。さらに、空家に関する普及啓発のチラシの配布や、空家実態調査の実施結果を基に、各種情報と同定の上、空家等の特定を行います。また、本年度改正の空家対策特別措置法の動向にも注視してまいります。	B	引き続き、「松田町空家・空地バンク」の運用を行います。掲載物件の確保のため、町広報や不動産会社へ依頼による当該物件の情報収集に努めます。また、空き家所有者に向けて「空家・空地バンク」への掲載を働きかけます。更には、空家対策の一環として、納税通知書に啓発チラシを同封し、所有者への働きかけや、令和6年4月より相続登記が義務化されることから、周知を行ってまいります。	B1	—	定住少子化担当室
6	特定空家等取り壊し		防災上問題のある空き家に対し、建物の所有者を調査し、住宅等の維持管理について依頼しました。 令和5年度の実績：2件	B	空き家の所有者等の調査を行い、住宅等の維持管理について関係課と事業を実施します。	B1	—	安全防災担当室

【暮らし・基盤】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績 (見込)	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	7 空家・空地バンク制度の運用及び相談業務	新規	町HP上で開設している「空家・空地バンク」を運用し、空家等の所有者と利用希望者とのマッチングを行っています。本年度より、空家に対する改修の補助を新設し、補助要件として、空家バンクへの掲載を必須することで、空家等の利活用推進を図っています。	B	引き続き、「空家・空地バンク」の運用を行い、令和5年度より新設した空家改修補助金の周知も図って行きます。 また、令和6年度より相続登記が義務化されることから、相続に起因した不動産の利活用の検討の受け皿として「空家・空地バンク」の活用を利用者に促していきます。	B1	-	定住少子化担当室
6 ごみ処理対策								
1 ごみ収集・処理対策								
	1 ごみの分別収集の推進		令和5年度は、ペットボトル及び容器包装プラスチックの拠点回収(1か所)や、家庭用のコンポスト容器及びペットボトル圧縮機の配布により、ごみの減量や分別を推進します。また、令和6年3月1日に令和6年度分のごみの分別表及び収集カレンダーを全戸に配布する予定です。	B	広報及びホームページ等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を行うと共に、希望者にコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布します。 令和7年3月1日付けて、令和7年度分の分別表及び収集カレンダーを全戸配布します。	B1	-	環境上下水道課
	2 リサイクル活動団体への助成		資源ごみの回収を実施した登録団体を対象にリサイクル活動団体等奨励金を交付し、活動を促進します。	B	奨励金の交付については現行制度を継続し、登録団体の活動を促進するとともに、広報等により制度の周知及び登録団体の増加を図ります。	B1	-	環境上下水道課
	3 ごみの減量化の推進		令和5年度は、ペットボトル及び容器包装プラスチックの拠点回収(1か所)や、家庭用のコンポスト容器及びペットボトル圧縮機の配布により、ごみの減量や分別を推進します。	B	広報及びホームページ等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を行うと共に、希望者にコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布します。	B1	-	環境上下水道課
7 水道事業								
1 経営の健全化								
	1 水道使用料適正化の検討	拡充	水道事業運営審議会(委員9名)を開催し、経営の健全化について審議しています。 第6回 5/24開催 第7回 8/18開催 第7回に答申を収受	B	令和5年度の水道事業運営審議会の答申を踏まえ、さらに踏み込んだ審議を継続していきます。	B1	-	環境上下水道課
	2 経営の健全化	拡充	経費削減などの経営の合理化に取り組んでいます。	B	上水道事業会計は、宮下水源水害対策工事など施設更新工事を完了し、寄簡易水道事業会計は公営企業会計への移行後1年目となります。	B1	-	環境上下水道課
2 施設整備と維持管理の充実								
	1 給水管の布設替えと施設の更新・整備	拡充	宮下水源の水害対策について、電気設備を載せる架台改修工事については、令和5年度中に完了予定です。また、電気設備改修工事については、令和5年から開始し、令和6年度中に完了予定です。	B	令和4年度から実施している、宮下水源水害対策工事について、建築・電気工事や、受水槽・取水ポンプ室の浸水対策工事などを、令和5年度から6年度まで継続事業として実施します。	B1	-	環境上下水道課
	2 水質管理計画に基づく水質管理		毎日・毎月の項目別水質検査の実施しています。	B	いつでも安心して飲むことができる水質を維持できるよう、水質管理計画に基づき継続的な検査を実施しています。	B1	-	環境上下水道課
3 水道の満足度向上								
	1 水道事業の情報発信と開示	新規	住民へ事業の施策や経営状況について情報を開示し理解してもらう取組を実施します。		住民に分かりやすかつ興味を持ってもらえる情報提供 松田の水は「おいしい」と認識していただく、また、水を使っていたくための情報提供や産業まつりでの試飲等によるアピールを実施します。	B1	-	環境上下水道課
8 下水道・生活排水施設整備								
1 公共下水道事業長寿命化の推進								
	1 下水道事業の推進と経営基盤の強化		公営企業会計移行の準備として、固定資産の調査・評価、会計システムの構築・会計移行支援を行っています。	B	令和5年度中に公営企業会計への移行を完了させ、令和6年度予算は法適化を反映した形で、新システムにて作成します。 下水道管渠の長寿命化対策実施前に、事前に管渠の清掃等を行い維持保全と疲弊度合いの確認を行うなど、耐用年数の経過を待たず対応します。	B1	-	環境上下水道課
2 生活排水処理の推進								
	1 合併処理浄化槽整備の推進		合併処理浄化槽の整備費及び維持管理費の補助を行うことで、合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。	C	設置費補助金及び維持管理費助成金制度を引き続き運用すると共に、広報及びホームページによる啓発、対象者への戸別訪問等により、合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。	B1	-	環境上下水道課